

流動資産

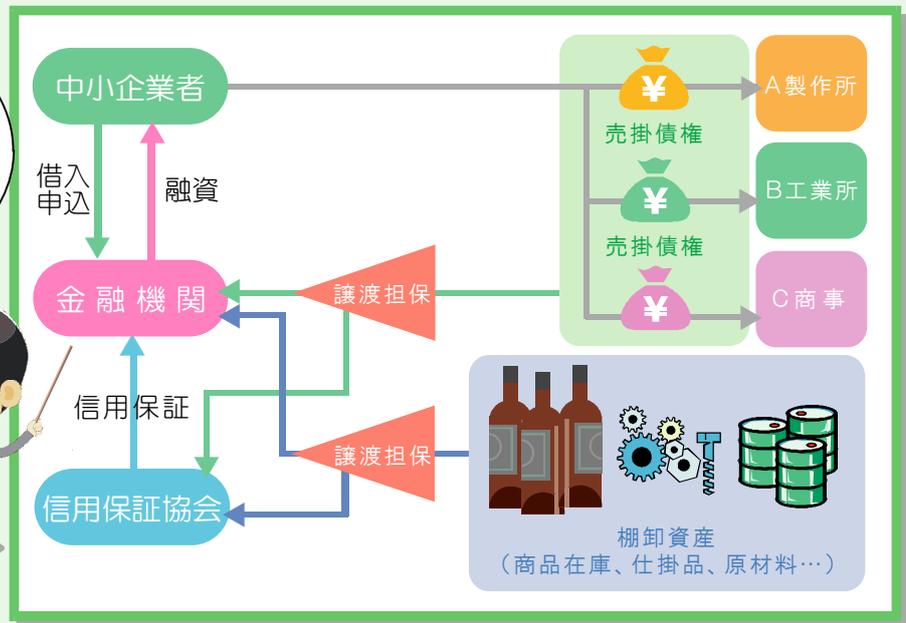
略称：ABL保証
(Asset Based Lending)

担保融資保証制度のご案内

流動資産担保融資保証制度(略称：ABL保証)とは中小企業者が、売掛債権および棚卸資産を金融機関と信用保証協会に譲渡し、金融機関がそれを担保として行う融資に対し、信用保証協会が保証する制度です。

ABL保証の仕組み

ABLとは、Asset Based Lendingの略で、お客様の有する在庫や売掛債権を担保として行う融資のことです。



ご利用のメリット

不動産担保に頼らない資金調達！

不動産担保に頼らず、営業取引から生じた売掛債権や棚卸資産を担保にして借入できるため、資金調達手段の幅が広がります。

資金繰りを改善！

取引先からの入金を待たずに資金調達ができます。

信用保証料が割安！

信用保証料率は一律、年0.68%です。

借入可能額の拡大！！

一般保証とは別に、2億5,000万円を限度とした借入が可能になります。

担保となる流動資産

売掛債権

国内の事業者や官公庁に対する売掛債権が対象です。
物品の販売債権だけでなくサービスの提供による売掛債権も対象となります。

例えば… 売掛金債権、運送料債権、工事請負代金債権、診療報酬債権

棚卸資産

中小企業者が行う事業により生じ、決算書上に計上される(予定を含む)棚卸資産が対象です。

例えば… 仕入による商品在庫、製造業の製品在庫、仕掛品、原材料

- 担保の掛目と借入限度額（借入額）について
借入限度額（借入額）は、売掛債権や棚卸資産の価額に、売掛先・棚卸資産の内容ごとに設定された掛目を乗じた金額となります。

掛目

売掛債権の場合：70～100%

棚卸資産の場合：30%（第三者の客観的評価が得られた場合は、70%を上限として引き上げ可能）

【制度の概要】

資格要件	事業者に対する売掛債権、棚卸資産を保有する中小企業者。 ※棚卸資産を担保とすることができるのは法人のみ。
資金用途	事業資金
保証限度額	2億円（借入限度額は2億5,000万円）
保証割合	80%（割合保証）
保証形式	根保証または個別保証
貸付形式	根保証：当座貸越 個別保証：手形貸付
保証期間	根保証：1年（更新可能） 個別保証：1年以内
返済方法	根保証：約定弁済または随時弁済 個別保証：一括弁済
貸付利率	金融機関所定
担保	申込人の有する流動資産のみを担保として徴求。 根保証：売掛債権または棚卸資産 個別保証：売掛債権
保証人	法人代表者のみ（個人事業者は不要）
信用保証料率	年0.68%

茨城県信用保証協会

本店 保証課 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館内 TEL029-224-7812
土浦支店 保証課 土浦市中央2-2-28 TEL029-826-7812

<http://www.icgc.or.jp/>